



三重県公報

平成 6 年 11 月 15 日 (火)

第 602 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

- 字の区域を変更する旨の届出..... (地 方 課) 1
- 同伴..... (同) 2
- 保険医の登録..... (保 険 課) 2
- 結核予防法の規定による医療機関の指定..... (保 健 予 防 課) 2
- 結核予防法の規定による指定医療機関からの指定の辞退..... (同) 2
- 共済契約の締結の申込み等についての同意が要件に適合している旨..... (漁 政 課) 3
- 証紙の売りさばき所の新設の承認..... (出 納 局) 3
- 教育関係事業補助金等交付要綱の一部改正..... (教 育 委 員 会) 3

公安委告示

- 幹部警察官派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区の一部改正..... (公 安 委 員 会) 4

公 告

- 県営担い手育成基盤整備事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧..... (耕 地 課) 4
- 平成 6 年度水産業改良普及員資格試験の合格者..... (水 産 振 興 課) 4
- 換地処分を行った旨の届出..... (都 市 計 画 課) 4
- 同伴..... (同) 4
- 都市計画案の縦覧..... (同) 5

正 誤

- 平成 6 年 11 月 4 日付け三重県公報第 599 号..... (出 納 局) 5

告 示

三重県告示第537号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、尾鷲市の区域内において、土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同市長から届出があった。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

1 尾鷲市賀田町字築地に編入する区域

尾鷲市賀田町字荒石14の15、18の3、18の5、19の1、19の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字姥石20、20の2、21の2、21の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字灰竹76の1、76の5、78、79、79の1から79の3まで、80、81、82の1から82の4まで、84の1から84の3まで、84の5、87の1、87の2、87の4から87の6まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字岸99の1、99の2、101の1から101の10まで、102の2から102の8まで、103の1、202、202の1、202の2、202の4、203の1の一部、203の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字鉄砲洲232の14の一部、232の15の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

2 尾鷲市賀田町字鉄砲洲に編入する区域

尾鷲市賀田町字築地33の4、33の41の一部、33の42から33の46まで、33の47の一部、33の48の一部、33の49から33の52まで、33の53の一部、33の55、33の56、33の62、33の64、33の66から33の68まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字岸203の1の一部、203の2の一部、203の3、204の1及びこれらの区

課長補佐

主幹

主査

係長

上田

域に隣接する道路である国有地の全部、字波根干作228の2、字荏司谷241の1、241の2及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部

3 尾鷲市賀田町字小浜に編入する区域

尾鷲市賀田町字大河谷325の1、326、327、328の1から328の3まで、329、330、330の1、330の2、331、331の1、332、333、333の1、334の1、334の2、335の1から335の4まで、336、336の1、337、337の1、337の2、338の1から338の3まで、339の1から339の4まで、340、341の1、341の2、342の1から342の3まで、343、344の1から344の4まで、345、345の1から345の4まで、346、347、353、353の1、353の2、354、355及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

三重県告示第538号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、一志郡嬉野町の区域内において、土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

一志郡嬉野町大字中川字南浦に編入する区域

一志郡嬉野町大字中川字南釘貫1223、1224の3、1224の4及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字猫屋敷1438の1、1439の2、1440の2、1441の2、1441の4及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字前山1558の2、1558の6、1558の7及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字下之町1470の1、1470の4、1470の7、1470の8、1476の2、1476の4、1477の3、1477の5、1478の1、1478の3

三重県告示第539号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定により次のとおり保険医の登録があったものとみなした。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 年 月 日
川 井 健	三 医 9 7 3 8	6 . 10 . 3

三重県告示第540号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定した。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
内科小児科石川医院	四日市市北浜町5-11	石 川 敦 子	6 . 9 . 7
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永5450番の132	三重県知事 田 川 亮 三	6 . 10 . 1
医療法人野北医院	四日市市みゆきヶ丘2丁目1473-199	医療法人野北医院 理事長 野 北 毅	6 . 10 . 3
みずたにクリニック	上野市忍町2708-1	水 谷 敬 一	6 . 10 . 15
こやまクリニック	多気郡大台町大字佐原字宮前457-20	小 山 孝 夫	6 . 9 . 27
津 田 医 院	多気郡多気町西池上寺尻1293番地	津 田 雅 之	6 . 10 . 7

三重県告示第541号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
内科小児科石川医院	四日市市北浜町5-11	石 川 健 蔵	6 . 9 . 7
三重県立総合塩浜病院	四日市市塩浜町1	三重県知事 田 川 亮 三	6 . 9 . 30
野 北 医 院	四日市市大谷台1丁目158	野 北 毅	6 . 9 . 28
竹 内 医 院	四日市市三ツ谷町5番12号	竹 内 司 郎	6 . 10 . 31

三重県告示第542号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の8第1項に規定する特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第105条の2第4項の規定に基づく同条第1項に規定する要件に適合しているものと認める。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

加 入 区 の 名 称	区 域	発 起 人	
		住 所	氏 名
三 雲 加 入 区	三雲漁業協同組合の地区	一志郡三雲町曾原 一志郡三雲町小津 一志郡三雲町五主	三雲漁業協同組合 加 藤 俊 一 山 中 隆
松 ヶ 崎 加 入 区	松ヶ崎漁業協同組合の地区	松阪市松崎浦町 同 所 同 所	松ヶ崎漁業協同組合 西 山 武 司 刀 根 孝 之
松 下 加 入 区	二見町漁業協同組合のうち、 松下の地区	度会郡二見町今一色 度会郡二見町松下 同 所	二見町漁業協同組合 出 口 達 大 西 良 明
布 施 田 加 入 区	布施田漁業協同組合の地区	志摩郡志摩町布施田 同 所 同 所	布施田漁業協同組合 濱 口 大 介 橋 爪 清 水

三重県告示第543号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の売りさばき人の証紙の売りさばき所の新設を次のとおり承認した。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

証 紙 の 売 り さ ば き 人 の 名 称	新 設 の 証 紙 売 り さ ば き 所		
	名 称	所 在 地	新 設 年 月 日
株式会社三重銀行	山 城 支 店	四日市市あさけが丘二丁目1番255	平成 6 年 12 月 6 日

三重県告示第544号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表1第31号の項(E)の欄中「市町村及び」を削り、同表中第35号の項を第36号の項とし、第34号の項を第35

号の項とし、同項の前に次のように加える。

34. 埋蔵文化財緊急調査補助金	埋蔵文化財の保護活用を図る。	埋蔵文化財の調査及び保護事業に要する経費	教育長が別に定め市町村
------------------	----------------	----------------------	-------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 6 年度分の補助金等から適用する。

公安委 告 示

三重県公安委員会告示第 44 号

幹部警察官派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区（昭和 45 年三重県公安委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成 6 年 11 月 15 日

三重県公安委員会委員長 小 菅 弘 正

表員弁警察署の項中「大字上之山田、大字長尾、大字日内、大字川合」を「大字川合、大字日内、大字長尾、藤ヶ丘、大字上之山田」に改め、同表鈴鹿警察署の項中「稲生町、稲生西一丁目、稲生西二丁目、稲生西三丁目、稲生一丁目、稲生二丁目、稲生三丁目、稲生四丁目、稲生こがね園、稲生塩屋一丁目、稲生塩屋二丁目、稲生塩屋三丁目」を「稲生一丁目、稲生二丁目、稲生三丁目、稲生四丁目、稲生塩屋一丁目、稲生塩屋二丁目、稲生塩屋三丁目、稲生こがね園、稲生西一丁目、稲生西二丁目、稲生西三丁目、稲生町、鈴鹿ハイツ」に改める。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、平成 6 年 11 月 2 日県営担い手育成基盤整備事業四疋田地区計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成 6 年 11 月 15 日から同年 12 月 5 日まで
- 縦覧の場所
多気町役場

平成 6 年 10 月 20 日に実施した平成 6 年度水産業改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

「次」は省略し、合格者の受験番号を三重県庁舎内掲示板に掲示する。

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、平成 6 年 10 月 31 日付けで、尾鷲都市計画震^{しょう}嘯復興土地区画整理事業の換地処分を行った旨、同事業の施行者である尾鷲市代表者尾鷲市長から届出があった。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、平成 6 年 10 月 18 日付けで、嬉野町南浦土地区画整理事業の換地処分を行った旨、嬉野町南浦土地区画整理組合から届出があった。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

- 都市計画の種類
伊勢都市計画道路
3・5・14 号御幸道路
- 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示する。
- 縦覧場所
三重県土木部都市住宅局都市計画課及び伊勢市建設部都市計画課
- 縦覧期間
平成 6 年 11 月 15 日から同月 29 日まで

正 誤

平成 6 年 11 月 4 日付け三重県公報第 599 号に登載した、証紙の売りさばき所を廃止する旨の届出の告示中

ページ 行 誤 正
5 下から 16 及び 18 石薬師支店石薬師主張所 鈴鹿支店石薬師出張所

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共） 1 箇月 2,700円

1 箇年 32,400円

平成 6 年 11 月 15 日印刷発行

津市広明町 13 番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課